

「川戸の森」の一部廃止について

「川戸の森」の一部区域の市民緑地契約を解除いたしました。これに伴い、令和5年5月31日をもって、市民緑地の一部（区域図のとおり）が廃止となりました。長年にわたり緑地をご提供いただきました土地所有者様、維持管理活動を行っていただきました維持管理団体の皆様に深く感謝申し上げます。また、ご利用いただきました皆様には、ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

なお、区域図中の継続区域は、これまでどおり市民緑地としてご利用いただけます。

1 経緯

平成28年3月29日	市民緑地契約を締結
令和5年2月28日	土地所有者様から市民緑地土地返還申出書を受理 (令和5年5月31日までの解除)
令和5年3月2日～	維持管理団体様、当該緑地内の別の土地所有者様、 隣接する自治会長様等への説明
令和5年4月24日	市民緑地内に一部廃止となるお知らせを掲示
令和5年5月31日	契約解除（市民緑地の一部廃止）

2 区域図

